用語集

番号	 用語	解説
		一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のこと。事業活動に
1	一般廃棄物	伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生
		じる家庭廃棄物に区分される。
2		生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後におい
	拡大生産者責任	ても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の
	(EPR)	責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方。
		環境アセスメント(環境影響評価)とは、大規模な開発事業な
		どを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与
	環境影響評価(環境	える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治
3	アセスメント)	体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査
		することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなさ
		れるようにするための一連の手続き。
		地球環境保全、公害防止、自然環境の保護および整備その他の
1	理控化	
4	環境省	環境の保全を推進する国の行政機関。1971年に設立された環境になる。2001年の中央公庁再復により環境が、見換した
		境庁から、2001年の中央省庁再編により環境省へ昇格した。
_		使用済みの資源を、そのままではなく、化学反応により組成変
5	ケミカルリサイクル	換した後にリサイクルすること。主に廃プラスチックの油化・
		ガス化・コークス炉化学燃料化などをさす。
		単体の自治体ではなく、近隣の自治体と連携して事業の一部
		を共同で行うこと。広域処理を導入することで、「持続可能な
6	広域処理	適正処理の確保」「気候変動対策の推進」「廃棄物の資源化・バ
		イオマス利活用の推進」「災害対策の強化」「地域への新たな価
		値の創出」などにつながる。
		社会福祉、社会保障、公衆衛生および労働環境の整備、職業の
		確保などを推進する国の行政機関。2001年の中央省庁再編に
7	厚生労働省	より、厚生省と労働省を統合して発足した。厚生省生活衛生局
		水道環境部の所掌事務のうち、廃棄物の処理及び清掃に関す
		るものについては環境省において所掌することとなった。
		ごみの物理的・化学的性質の総称。通常、三成分(可燃分、灰
0	ごみ質	分、水分)、単位体積質量 (見かけ比重)、物理組成 (種類別組
8	こか貝	成)、化学組成(元素組成)、および低位発熱量等でその性質を
		表示する。
		生ごみなどの有機性廃棄物からつくる堆肥、または堆肥化手
9	コンポスト	法のこと。食品、紙パルプ、石油化学工業の排水処理汚泥、畜
		産廃棄物などが利用される。
		廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収し
10	aha nah / ka	て利用すること。温室効果ガスの排出を抑え、ごみの減量化に
10	サーマルリサイクル	つながる。EU ではリサイクルとは区別しており、「エネルギ
		ーリカバリー」という概念が用いられている。
11		事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃
		油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物
	産業廃棄物	をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するも
		のが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、そ
		の適正な処理が図られている。
		マをは、多くでは、できて、このの

番号	 用語	解説
12	自区内処理の原則	ごみ処理はごみが発生した地域の中で処理することが望ましいという考え方。1960年代の東京ごみ戦争以来唱えられてきた。但し、自区内処理の原則には法的根拠はなく、日本全国的に広まっている考え方ではあるものの、市町村の区域を超えた広域処理を否定するものではない。
13	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法 (2000 年法律第 110 号)では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。
14	循環型社会基本法	循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図ることを目的に 2000 年 6 月に整備された日本の法律。廃棄物処理の「優先順位」((1)発生抑制、(2)再使用、(3)再生利用、(4)熱回収、(5)適正処分)を法定化するとともに、循環型社会の形成のための以下の国の施策を明示している。
15	浸出水	廃棄物の保有水及び雨水等が廃棄物の処理場内に浸透し、ご み層に接触して埋立地から染み出してきた液体。浸出水は、廃 水処理場で排水協定に定める水質基準以下にして公共下水道 に放流される。
16	3R (スリーアール)	リデュース (Reduce): 発生抑制、リユース (Reuse): 再使用、リサイクル (Recycle): 再生利用の 3 つの頭文字をとったもの。近年では、これに、リフューズ (Refuse): ごみになるものを受け取らない、リペア (Repair): 修理・修繕する、リカバー (Recover): 回収するなどを加えた 4R、5R、6R などと表現される場合もある。
17	ゼロ・エミッション	1994年に国連大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。生産工程での歩留まり(原材料に対する製品の比率)を上げて廃棄物発生量を減らし、徹底的にリサイクルすることを目指す。
18	中継基地	廃棄物の中継作業を行う拠点のうち、陸上中継を行う者。小型・中型の収集車両が収集したごみを中継基地で圧縮して大型の運搬車に積み替え、一度に大量に輸送することにより、効率化と燃料費の節約が図られる。

番号		解説
19	バーゼル条約	有害廃棄物の国境を超える移動及びその処理の規制に関する
		条約。国連環境計画で1989年に採択、1992年に発効した。
		生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、エネルギーや物
20	バイオマス	質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源(化石資
20		源は除く)のこと。農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄
		物、家畜排せつ物、木くずなどがある。
	廃棄物 (ごみ)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、人
21		の生活や事業活動に伴って生じるごみ等の汚物又は不要物を
		廃棄物のこと。
	廃棄物の処理及び清	廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法の基準等を定めた
22	掃に関する法律(廃 掃法)	法律。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持に
		よる生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としている。
		排出事業者は、事業活動から出る廃棄物を自らの責任で適正
23	排出事業者処理責任	に処理しなければならないという原則。日本では廃掃法の基本原則となっており、排出事業者に対して産業廃棄物の減量
23	の原則	本原則となっており、併出事業者に対して産業廃業物の減量 化や適正処理に関する計画の提出や、マニフェストによる最
		れて過止処理に関する計画の徒出で、マーノエストによる最 終処分完了の確認などが義務付けている。
		国において、規制の設定又は改廃に当たり、意思決定過程にお
		いて広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出され
24	パブリック・コメント	た意見・情報を考慮して意思決定を行う提出手続きをパブリ
		ック・コメント手続きという。
	福岡方式(準好気性 埋立)	準好気性埋立方式とも言われる廃棄物最終処分場の構造の一
		例。福岡大学と福岡市の協力により実用化された。福岡方式
		は、埋立地の底部に栗石と有孔管からなる浸出水集排水設備
25		を設置する。これにより、廃棄物層内の浸出水が速やかに排水
25		され、また層内部では廃棄物の分解による発酵熱が発生する
		ことにより熱対流が起こる。これにより、層内の含水率が下が
		り、また集排水管からは空気が自然と供給され、廃棄物層内は
		好気性を保ちながら廃棄物の分解が促進される。
	マテリアルリサイクル	使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用し
26		やすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料とし
		て使うこと。
	マニフェスト制度	排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に産業廃
27		乗物管理票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者
27		よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、世山東光光が廃棄物の済わた策理し、済工な処理なな保力
		り、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保す
	予防的方策	るための仕組みのこと。 1992 年の地球サミットにおいて採択された持続可能な開発の
		1992 年の地球サミットにおいて採択された持続可能な開発の一 ための 27 項目の一般的な原則を示したリオ宣言のうち、第 15
		原則で述べられた考え方。「環境を保護するため、予防的方策」
28		は、各国により、その能力に応じて広く適用されなければなら
		ない。深刻な、あるいは不可避的な被害のおそれがある場合に
		は、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための
		費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはな
		らない。」とされている。
		りない。」とされている。

番号	用語	解説
29	ライフサイクルコス ト(LCC)	製品や構造物などの費用を、調達・製造・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。費用対効果を推し量るうえでも重要な基礎となり、初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。
30	リサイクル関連法	リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、 資源の有効利用を図るため、日本では各種リサイクル法が存 在する。具体的には、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイ クル法」、「自動車リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設 リサイクル法」、「小型家電リサイクル法」がある。